

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年6月7日（金） 号外第9号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正（3）	2
◇ 合同選管 規 程	選挙運動等実施規程の一部を改正する規程（1）	3
◇ 人委規則	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 （3）（給与課）	6

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第3号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和元年6月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>1 略</p> <p>2 老人ホーム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームのぞらはまゆう</td> <td>鳥取市野寺67</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">養護老人ホーム真誠会皆生エスポワール</td> <td style="border: 2px solid black;">米子市新開一丁目5-15</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 略</p>	施設名	所在地	略		特別養護老人ホームのぞらはまゆう	鳥取市野寺67	養護老人ホーム真誠会皆生エスポワール	米子市新開一丁目5-15	略		<p>1 略</p> <p>2 老人ホーム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームのぞらはまゆう</td> <td>鳥取市野寺67</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 略</p>	施設名	所在地	略		特別養護老人ホームのぞらはまゆう	鳥取市野寺67	略	
施設名	所在地																		
略																			
特別養護老人ホームのぞらはまゆう	鳥取市野寺67																		
養護老人ホーム真誠会皆生エスポワール	米子市新開一丁目5-15																		
略																			
施設名	所在地																		
略																			
特別養護老人ホームのぞらはまゆう	鳥取市野寺67																		
略																			

合 同 選 管 規 程

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年6月7日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第1号

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

選挙運動等実施規程（平成28年鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(掲載文の申請等)</p> <p>第20条 法第168条第1項の規定による申請は、別記第9号様式の申請書に、合同委員会の交付する原稿用紙（<u>合同委員会が提供する同原稿用紙の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録した掲載文を添えてしなければならない。</u></p> <p>2 <u>掲載文の所定の場所には、最近撮影した候補者の上半身名刺型程度の写真を掲載することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の写真は、第1項の申請をする際に、原稿用紙に添付し、又は記録しておかなければならない。</u></p> <p>4 原稿用紙の様式は、候補者の数又は印刷の都合等により、選挙の都度、合同委員会が決定する。</p>	<p>(掲載文の申請)</p> <p>第20条 法第168条第1項の規定による申請は、別記第9号様式の申請書に、合同委員会の交付する原稿用紙に<u>記載した掲載文正副2通及び最近撮影した候補者の上半身名刺型程度の写真（裏面に候補者の氏名を記載するものとする。）2枚を添えて</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の原稿用紙の様式は、候補者の数又は印刷の都合等により、選挙の都度、合同委員会が決定する。</p>
<p>(掲載文の制限)</p> <p>第21条 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>2 氏名欄には、候補者の氏名を縦書きで記載し、<u>又は記録しなければならない。</u></p> <p>3 掲載文には、前条第2項の規定により写真を掲載するほか、写真を使用することはできない。</p>	<p>(掲載文の制限)</p> <p>第21条 前条第1項の原稿用紙には、<u>掲載文を黒色の色素により記載しなければならない。</u></p> <p>2 氏名欄には、候補者の氏名を縦書きで記載しなければならない。</p> <p>3 掲載文には、前条第1項の規定により提出した写真を<u>所定の場所に</u>掲載するほか、写真を使用することはできない。</p>
<p>(図画等の面積制限)</p> <p>第22条 掲載文に、図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録する場合においては、それらの部分に係る合計面積は、当該掲載文全体の面積のおおむね2分の1を超えてはならない。</p>	<p>(図画等の面積制限)</p> <p>第22条 掲載文に、図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、それらの部分に係る合計面積は、当該掲載文全体の面積のおおむね2分の1を超えてはならない。</p>

<p>い。</p> <p>(掲載文の訂正)</p> <p>第23条 合同委員会は、前2条の規定に違反して<u>記載し、又は記録した</u>掲載文の申請があった場合その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該掲載文の訂正を求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(選挙公報の体裁)</p> <p>第24条 略</p> <p>(掲載文の撤回又は修正)</p> <p>第25条 候補者は、法第168条第1項の規定による申請を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするときは、<u>原稿用紙に新たに記載し直し、又は記録し直した</u>掲載文を添えてその旨を、それぞれ文書をもって合同委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別記第9号様式(第20条関係)</p> <p style="text-align: center;">選挙公報掲載申請書</p> <p>公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">候補者 氏 名 印</p> <p>鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会 委員長 氏 名 あて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 掲載文 <u>別添</u>のとおり</p> <p>2 選挙公報担当責任者の氏名並びに連絡先の住所、電話番号及びファクシミリ番号</p> <p>3 写真 <u>別葉</u>のとおり</p> <p><u>備考</u></p> <p>1 <u>掲載文を</u>書面で添付する場合にあつては、<u>正副2通を添付すること。</u></p> <p>2 <u>3の写真は、掲載文を</u>書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、<u>裏面に候補者の氏名を記載すること。</u></p>	<p>(掲載文の<u>文字</u>の訂正)</p> <p>第23条 合同委員会は、前2条の規定に違反して<u>記載した</u>掲載文の申請があった場合その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該掲載文の訂正を求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(選挙公報の体裁<u>及び印刷方法</u>)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 <u>選挙公報は、写真製版により印刷するものとする。</u></p> <p>(掲載文の撤回又は修正)</p> <p>第25条 候補者は、法第168条第1項の規定による申請を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするときは<u>修正後の掲載文正副2通</u>を添えてその旨を、それぞれ文書をもって合同委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別記第9号様式(第20条関係)</p> <p style="text-align: center;">選挙公報掲載申請書</p> <p>公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">候補者 氏 名 印</p> <p>鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会 委員長 氏 名 あて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 掲載文 <u>別紙</u>のとおり</p> <p>2 選挙公報担当責任者の氏名並びに連絡先の住所、電話番号及びファクシミリ番号</p> <p>3 写真 <u>別葉</u>のとおり</p>
---	---

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月7日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第3号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">学歴免許等資格区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">免許等の資格</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基準学歴区分</th> <th style="text-align: center;">学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2 短大卒</td> <td style="text-align: center;">(1) 短大3卒</td> <td style="vertical-align: top;">ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は<u>専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了</u> イ～エ 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 短大2卒</td> <td style="vertical-align: top;">ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は<u>専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了</u> イ～カ 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>	学歴免許等の区分		免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	略			2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了</u> イ～エ 略	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了</u> イ～カ 略	略			備考 略			<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">学歴免許等資格区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">免許等の資格</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基準学歴区分</th> <th style="text-align: center;">学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2 短大卒</td> <td style="text-align: center;">(1) 短大3卒</td> <td style="vertical-align: top;">ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ～エ 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 短大2卒</td> <td style="vertical-align: top;">ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ～カ 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>	学歴免許等の区分		免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	略			2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ～エ 略	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ～カ 略	略			備考 略		
学歴免許等の区分		免許等の資格																																					
基準学歴区分	学歴区分																																						
略																																							
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了</u> イ～エ 略																																					
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了</u> イ～カ 略																																					
略																																							
備考 略																																							
学歴免許等の区分		免許等の資格																																					
基準学歴区分	学歴区分																																						
略																																							
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ～エ 略																																					
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ～カ 略																																					
略																																							
備考 略																																							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。